

公益財団法人 入管協会
会員に関する規程

〔平成26年3月13日
規程第1号〕

(目的)

第1条 この規程は、定款第48条第2項の規定に基づき、公益財団法人入管協会（以下「協会」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 協会の目的及び事業に賛同する法人、団体及び個人は、会長の承認を得て会員となることができる。

2 会員のうち第6条の会費を2口以上納入する者を特別賛助会員（以下「特別会員」という。）とする。

(理事会への報告)

第3条 会長は、新たに前条の承認をした者について、その名称又は氏名、所在地又は住所及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、次の各号に掲げる書類を会長に提出し、入会の申込みをしなければならない。

- (1) 入会申込書（第1号様式）
- (2) 入会者略歴書（第2号様式）
- (3) 登記事項証明書、住民票の写し又は法人等の事業内容の分かるパンフレット等

(入会金)

第5条 新たに会員となった者は、入会金5万円を納めなければならない。ただし、過去1年以内に入会金を納めたことがある場合は、この限りではない。

2 関連する複数の会社、企業、学校等が同時に入会するときは、入会金を割り引くことができる。

(会費)

第6条 会員の会費は、年間1口6万円とする。ただし、年度の途中で入会する場合の会費は、入会した月を含めた月割りにより計算した額とする。

2 会費は、各年度の分を当該年度の4月末日（年度の途中で入会する場合は、原則として入会月の末日）までに納入しなければならない。

(会員の特典)

第7条 会員は、次の各号に掲げる特典を享受することができる。ただし、会費を納入していない場合は、この限りでない。

- (1) 外国人の出入国及び在留についての相談
- (2) 協会が主催又は共催する研修会、セミナー等参加料金の割引
- (3) 協会が刊行する定期刊行誌の無料配付
- (4) 協会の出版物購入時の送料免除
- (5) 入国・在留申請等書類の事前点検及び申請等の取次ぎ

2 特別会員は、前項の特典のほか、協会の出版物を割引価格で購入し、在籍する就労外国人、留学生等の在留手続支援のため、その指定する場所での説明会、相談等を要請することができる。

(会費の使途)

第8条 第5条の入会金及び第6条の会費は、各事業年度における合計額の50パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(変更の届出)

第9条 会員は、名称若しくは氏名、所在地若しくは住所、代表者の役職若しくは氏名又は電話若しくはFAXの番号が変更になったときは、変更届（第3号様式）により協会に届け出なければならない。

2 会員は、前項の変更が法人の名称、所在地又は代表者に係るものであるときは、登記事項証明書写しを添付する。

(除名)

第10条 会員が次の各号に掲げる事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 協会の名誉を毀損し、又はこの規程に反するような行為をしたとき
- (2) 違法行為又は著しく道義にもとる行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (3) 正当な理由がなく会費を1年分以上滞納したとき

2 理事会は、会員の除名について審議するときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第 11 条 会員は、いつでも退会通知書（第 4 号様式）を本協会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議をもって行う。

(補 則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 25 日規程第 1 号）

この規程は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日規程第 1 号）

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

公益財団法人入管協会賛助会員入会申込書

年 月 日

公益財団法人入管協会会長 様

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者
役職・氏名

印

電話番号

F A X 番 号

次のとおり入会を申し込みます。

1 口 数	口
2 会 費	円
3 備 考	入会金 1 口 ¥50,000 円 年会費 1 口 ¥60,000 円
4 入会年月	年 月からの入会を希望します。

- 1 当協会は、本書に記載された個人情報は当協会の会員管理のために利用いたします。
- 2 取得した個人情報は、ご本人の同意がない限り第三者に提供することはありません。
- 3 ご本人からの個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加、利用・提供の拒否の申出があった場合には、本人確認の上、速やかに処置します。

※ 問合せ先 公益財団法人入管協会 個人情報保護管理者 電話 03-6381-1985

入会者略歴書

1 名 称	
2 代 表 者 役 職・氏 名	
3 所 在 地	(〒 ー)
4 設 立 年 月 日	
5 職 員 数	人(うち外国人数 人)
6 資 本 金	(年 月 日現在)
7 主たる事業	
8 略 歴	

年 月 日

名 称

代 表 者
役 職・氏 名

(代表者印)

本件事務担当部署及び氏名:()

電 話 番 号 (ー ー)

F A X 番 号 (ー ー)

メー ル ア ド レ ス ()

年 月 日

変 更 届

(あて先)公益財団法人入管協会 御中

会 員 番 号	○でかこんでください A B C
名 称・氏 名	ふりがな _____
代 表 者 の 役 職・氏 名	役職 _____ 氏名 _____
所 在 地・住 所	〒 _____
電 話 番 号	
F A X 番 号	
担 当 部 署 (刊行物・各種案内送付先)	担当部署: _____ 担当者名: _____ メールアドレス: _____
請 求 書 送 付 部 署	担当部署: _____ 担当者名: _____ メールアドレス: _____
外 国 人 受 入 担 当 部 署	担当部署: _____ 担当者名: _____ メールアドレス: _____
URL https://	
備 考	

(注) 会員番号を記載して、変更のあった事項のみご記入して送付願います。

FAX の場合は、03-6381-1947 宛送付願います。

電子メールの場合は、soumu@nyukan-kyokai.or.jp 宛送信願います。

*送信先を間違えないようにお願いします。

公益財団法人入管協会退会通知書

年 月 日

公益財団法人入管協会会長 様

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者
役職・氏名

電話番号

公益財団法人入管協会会員に関する規程第11条に基づき、退会通知書を下記のとおり提出します。

記

会員番号	
退会年月日	
退会事由	